

令和2年第4回遠軽地区広域組合議会（定例会）会議録

1 期 日 令和2年12月4日（金曜日） 10時00分開会  
2 場 所 遠軽町議会議場

---

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 管理者の行政報告と提出案件要旨説明  
日程第 4 報告第1号 遠軽地区広域組合一般会計継続費について  
日程第 5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 6 議案第1号 遠軽地区広域組合行政手続条例の制定について  
日程第 7 議案第2号 遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について  
日程第 8 議案第3号 遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について  
日程第 9 議案第4号 令和2年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第3号）  
日程第10 認定第1号 令和元年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について

---

出席議員（11名）

1番	渡部正騎君	2番	村田一志君
3番	山本悟君	4番	秋元直樹君
5番	佐野宣雄君	6番	三田真美君
7番	竹中裕志君	8番	村川勝彦君
9番	山谷敬二君	11番	吉野正剛君
12番	前田篤秀君		

---

欠席議員（1名）

10番 吉田耕造君

---

列席者

管 理 者 佐々木 修一君 代表監査委員 村瀬 光明君

---

出席説明員

副 管 理 者	石 田 昭 廣 君	副 管 理 者	武 田 温 友 君
副 管 理 者	舟 木 淳 次 君	会 計 管 理 者	伯 谷 和 昭 君
事 務 局 長	門 脇 和 仁 君	次 長	兼 田 信 広 君
消 防 長		総 務 課 長	
消 防 署 長	佐 竹 信 敏 君	消 防 課 長	会 田 政 敏 君
予 防 課 長	涌 島 正 隆 君	衛 生 施 設 課 長	田 宮 克 彦 君
出 納 課 長	菊 地 哲 生 君	総 務 課 主 幹	兼 田 篤 君

---

事務局出席者

事 務 局	中 村 正 憲 君	事 務 局	齊 藤 有 眞 君
事 務 局	阿 部 楓 馬 君		

---

10時00分 開会

○議長（前田篤秀君）

本日をもって、招集されました、令和2年第4回遠軽地区広域組合議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、事務局をして、諸般の報告をいたさせます。

○事務局（中村正憲君）

ご報告いたします。

本日の出席議員は、11名であります。

なお、10番、吉田議員より本日欠席の届出があります。

定足数に達しております。

本日の列席者は佐々木管理者、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、事務局よりの出席者につきましては、お手元に配布のとおりであります。

本日の議事日程は10までとなっております。

なお、財政事情書、建設工事等の発注状況、令和元年版消防年報を配布しておりますので、お目通しのほど、お願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（前田篤秀君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第84条の規定により、2番、村田議員、3番、山本議員を指名いたします。

**○議長（前田篤秀君）**

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

**○議長（前田篤秀君）**

日程第3「管理者の行政報告と提出案件要旨説明」を求めます。

佐々木管理者。

**○管理者（佐々木修一君）**

令和2年第4回遠軽地区広域組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに遠軽地区広域組合議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄、公私ともご多忙の中、ご参集いただきまして厚くお礼を申し上げます。

まず始めに既に、新聞報道等で報じられております当組合消防職員の新型コロナウイルス感染について、ご報告させていただきます。

去る10月27日に北海道におきまして、感染者の発表が行われたことに伴い、同日に遠軽地区広域組合により報道機関等への公表を行いました。

罹患した職員は、遠軽消防署に勤務する20代の男性職員で、10月19日から24日まで週休などを利用して札幌市に滞在しておりました。

10月22日以降から咳症状などが出現し、24日に北海道の発表により感染が判明した道内患者の濃厚接触者として、北海道がPCR検査を実施した結果、陽性が判明したためにオホーツク管内の指定医療機関に入院しました。

その後、10日間程の入院により症状が改善されたことから、医療機関を退院し、2週間程度の自宅療養を経て、現在は職場復帰しております。

なお、この職員の10月20日以降の出勤はなく、発症後も住民及び職場職員との接触もないことから、所管保健所により濃厚接触者はいないと判断されたため、通常どおり業務を行っております。

道内において、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況ではありますが、職員の感染防止対策の徹底、庁舎や車両等の消毒についても適切に実施しており、万全の体制をとっております。

次に、今年度の各種事業の執行状況について、ご報告いたします。

遠軽クリーンセンターにつきましては、施設の故障もなく安定的にごみ処理が行われておりますが、処理量は増加傾向にあります。

本年11月末現在の処理量は、前年比93トン増の7,718トン进行处理している状況にあります。

次に衛生センターにつきましては、機器類や施設に故障もなく安定的にし尿等の処理が行われております。

本年11月末現在の処理量は、し尿5,378キロリットル、汚泥3,039キロリットルで、昨年同期と比較しますと、し尿は193キロリットル減少し、汚泥は154キロリットル増加となっております。

次に資源リサイクル事業につきましても、安定的に処理が行われております。

本年11月末現在の処理量は、前年比約20トン減の460トン进行处理している状況にあります。

11月末現在の火災発生件数につきましては21件で、内訳は建物火災10件、車両火災6件、林野火災1件、その他火災4件となっております。

損害額は1,529万8千円で、焼損棟数は14棟、り災人員は12名で、死者1名、負傷者1名となっております。

なお、11月13日の未明に湧別町緑町で住宅1棟が全焼する建物火災が発生し、1名の方が亡くなっております。

寒さが増し暖房機器を使用する時期を迎えることから、火災予防に努めていく所存であります。

救急出場状況に関しましては、11月末日現在、1,413件で、前年比103件の減となっております。搬送人員は1,334人で93人の減となっております。

また、転院搬送が218件で、昨年比25件の減となっております。

ドクターヘリの要請は5件ありますが、天候不良により、北見市への搬送を1件行っておりません。

次に、今議会に提案致しました議案の概要について、ご説明申し上げます。

報告第1号「遠軽地区広域組合一般会計継続費について」は、遠軽地区広域組合一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、ごみ焼却施設解体事業に係る継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものであります。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職員の期末手当の支給割合を改定するため、専決処分をいたしましたので、議会に承認を求めるものであります。

議案第1号「遠軽地区広域組合行政手続条例の制定について」は、行政手続法第46条の規定により、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、本条例を定めるものであります。

議案第2号「遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について」は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、急速充電設備の全出力の上限が拡大されたことに伴い、火災予防上必要な措置として所要の規定を整備するため、本条例を定めるものであります。

議案第3号「遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について」は、職員の病気休暇制度の見直しに伴い、一般職の職員の給与の減額に関する規定を整備するため、本条例を定めるもので

あります。

議案第4号「令和2年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第3号）」については、歳入に各町の広域組合負担金を減額し、繰越金を追加するものであります。

歳出については、衛生費の清掃総務費に職員の人件費を追加、塵芥処理費にごみ焼却施設長期包括的運営委託事業委託料を追加し、消防費に職員給与改定に伴う職員の人件費を減額するものであります。

認定第1号は「令和元年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入の決算総額は、21億3,475万0,345円、歳出の決算総額は、20億7,411万1,368円で、歳入歳出差引残額は、6,063万8,977円となっております。

これらにつきましては、監査委員の意見書を付して、議会の認定を求めるものであります。

さらに、令和元年度組合事業の詳細につきましては、別冊の事務報告のとおりでございますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要であります。

ご審議を願う議案につきましては、その都度、担当課長等から詳細に説明いたしますので、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。第4回遠軽地区広域組合議会定例会にあたりましてのご挨拶といたします。

#### ○議長（前田篤秀君）

日程第4、報告第1号「遠軽地区広域組合一般会計継続費について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田次長。

#### ○次長（兼田信広君）

報告第1号、遠軽地区広域組合一般会計継続費についてご説明いたします。

遠軽地区広域組合一般会計予算のごみ焼却施設解体事業（旧遠軽町清掃センター）に係る継続費の継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり継続費精算報告書を調製して報告いたします。

次のページをお開き願います。

遠軽地区広域組合一般会計継続費精算報告書についてご説明いたします。

3款衛生費1項清掃費、ごみ焼却施設解体事業の工事費につきましては、平成30年度及び平成31年度の2か年で事業を実施したもので、全体計画3億326万6千円に対し、実績3億326万4千円となったものです。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

#### ○議長（前田篤秀君）

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号「遠軽地区広域組合一般会計継続費について」を終わります。

#### ○議長（前田篤秀君）

日程第5、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を、議題とします。  
提出者の説明を求めます。

兼田次長。

#### ○次長（兼田信広君）

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」をご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽地区広域組合職員給与条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次ページをお開きください。

専決第4号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽地区広域組合職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したものであります。専決処分を行った日は、令和2年11月24日です。

理由といたしまして、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、給与条例の一部を改正する必要が生じたため、本条例を定めたものであります。

次のページ別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合職員給与条例の一部を改正する条例です。

一般職の職員給与につきましては、地方公務員法に給与決定に関する原則が定められており、本組合の給与につきましても、地方公務員法の規定に基づき、決定してきたところです。

本年度の給与改定に当たっても、国家公務員の給与改定状況及び総務省の給与改定通知等を考慮し給与を改定するため、本条例を定めたものです。

この条例は、2条の構成でありまして、施行日の違いにより条を分けております。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表によりご説明いたします。

参考資料の1ページ、遠軽地区広域組合職員給与条例新旧対照表第1条関係をお開き願います。

第24条の2関係の期末手当につきましては、令和2年12月期に受ける支給率を0.05か月分引き下げる改定でありまして、期末手当、第24条の2第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改正し、再任用職員以外の職員の支給率につきましては、年間2.6か月から2.55か月に引き下げるものです。

参考資料2ページ、遠軽地区広域組合職員給与条例新旧対照表第2条関係をお開き願います。

期末手当、第24条の2第2項及び第3項は、再任用職員以外の職員の支給率の改定でありまして「100分の125」を「100分の127.5」に改めるものです。

以上で参考資料の説明を終わりました、別紙にお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

#### ○議長（前田篤秀君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

#### ○議長（前田篤秀君）

日程第6、議案第1号「遠軽地区広域組合行政手続条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田次長。

#### ○次長（兼田信広君）

議案第1号「遠軽地区広域組合行政手続条例の制定について」ご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、行政手続法第46条の規定により、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、本条例を制定するものであります。

次ページをお開き願います。

別紙、遠軽地区広域組合行政手続条例、条文の概要をご説明させていただきます。

本条例の規定は、行政手続法第46条の規定に基づき、法の各条項に沿った内容を基本としております。

それでは、章ごとに説明させていただきます。

1ページから3ページ、第1章「総則」につきましては、第1条から第4条までの4条構成となっております。

第1条では本条例の目的等、第2条では用語の定義、第3条及び第4条では適用除外等について定めております。

3ページから4ページ、第2章では、「申請に対する処分」について、第5条から第11条までの7条構成となっております。

第5条では審査基準、第6条では標準処理期間、第7条では申請に対する審査及び応答、第8条では理由の提示、第9条では情報の提供、第10条では公聴会の開催等、第11条では複数の行政庁が関与する処分について定めております。

この章では、申請により求められた許認可等をするかどうかの審議基準や標準処理期間を設定し公表する必要があることや、申請に対して遅滞なく審査を開始しなければならないこと、許認可等の拒否の処分をするときは、その理由を示さなければならないこと、申請者等の求めに応じ情報の提供に努めること、必要に応じ公聴会を開催し、申請者以外の意見を聞く機会を設けるよう努めるなどの規定をしております。

4ページから5ページ、第3章では、「不利益処分」に関するもので、第1節に通則規定が置かれ、第12条から第14条までの3条構成となっております。

第12条では処分の基準、第13条では不利益処分をしようとする場合の手続、第14条では不利益処分の理由の提示について定めております。

この第1節「通則」では、不利益処分をするかどうかの処分基準を定め、公にしておくよう努

めなければならないことや、不利益処分をしようとする場合、理由を示さなければならないことを定め、また不利益の処分をしようとする場合、意見陳述の手續として、「聴聞」か「弁明の機会の付与」の手續をとらなければならないことが規定されております。

5ページから9ページ、第2節「聴聞」では、第15条から第26条までの12条構成となっております。

第15条では聴聞の通知の方式、第16条では代理人、第17条では参加人、第18条では文書等の閲覧、第19条では聴聞の主宰、第20条では聴聞の期日における審理の方式、第21条では陳述書等の提出、第22条では続行期日の指定、第23条では当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結、第24条では聴聞調書及び報告書、第25条では聴聞の再開、第26条では聴聞を経てされる不利益処分の決定について定めております。

「聴聞」とは、不利益処分のうち「許認可の取り消しなど、不利益損失の大きい処分をする場合」に設けるべき意見陳述の手續です。

9ページ、第3節「弁明の機会の付与」では、第27条から第29条までの3条構成となっております。

第27条では弁明の機会の付与の方式、第28条では弁明の機会の付与の通知の方式、第29条では聴聞に関する手續の準用について定めております。

「弁明の機会の付与」とは、不利益処分のうち「聴聞」に該当しない処分をする場合に設けるべき意見陳述の手續であります。

9ページから11ページ、第4章「行政指導」では、第30条から第35条までの6条構成となっております。

第30条では行政指導の一般原則、第31条では申請に関連する行政指導、第32条では許認可等の権限に関連する行政指導、第33条では行政指導の方式、第34条では複数の者を対象とする行政指導、第35条では行政指導の中止等の求めについて定めております。

この章では、行政指導につきまして、その透明性及び明確性を確保する観点から、行政指導は相手方の任意の協力によってのみ実施されるものであることから、行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならないことなどを定めております。

11ページ、第5章「処分等の求め」は、第36条の1条のみであります。法令に違反する事実を発見した場合に、行政機関に対しそれを是正するための処分や行政指導を求めることができる規定であります。

11ページ、第6章「届出」は、第37条の1条のみであります。

「届出」についての規定でありまして、形式上の要件が適合している書類であれば、提出先に届けられたときに「届出」は完了するものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

#### ○議長（前田篤秀君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと、認めます。



これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号「遠軽地区広域組合行政手続条例の制定について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ○議長（前田篤秀君）

日程第7、議案第2号「遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

涌島予防課長。

#### ○予防課長（涌島正隆君）

議案第2号「遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由といたしまして、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、急速充電設備の全出力の上限が、50キロワットから200キロワットまで拡大されたことに伴い、火災予防上必要な措置として所要の規定を整備するため、本条例を定めるものであります。

次のページ別紙をお開き願います。

遠軽地区広域組合火災予防条例の一部を改正する条例。

遠軽地区広域組合火災予防条例の一部を次のように改正する。

別紙内容を省略いたしまして、次のページ参考資料をお開き願います。

遠軽地区広域組合火災予防条例新旧対照表によりご説明いたします。

まず、1ページをお開き願います。

第8条の4第1項中「第51条第10号」を「第51条第11号」に改めます。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改めます。

2ページをお開き願います。

同項第4号から第6号までの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、3ページをお開き願います。

同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号ロを次のように改めます。

ロ、異常な高温とならないこと。

続いて、第11条の2第1項第12号ロの次に次のように加えます。

ハ、温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ニ、制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

2ページにお戻りください。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加えます。

第13号、コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

第14号、充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第15号、複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

続いて、第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第1号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

1ページにお戻りください。

第1号、急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3ページをお開き願います。

第17条（見出しを含む。）、第22条の2第1項及び同項第1号並びに第51条第14号中「充てん」を漢字の「充填」に改めます。

4ページをお開き願います。

第51条第14号を同条第15号とし、同条第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加えます。

第10号、急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）を加えるものです。

以上で参考資料の説明を終わります。別紙にお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置として、この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の遠軽地区広域組合火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によるものです。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

#### ○議長（前田篤秀君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号「遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

**○議長（前田篤秀君）**

日程第8、議案第3号「遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田次長。

**○次長（兼田信広君）**

議案第3号、遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、職員の病気休暇制度の見直しに伴い、一般職の職員の給与の減額に関する規定を整備するため、本条例を定めるものであります。

次のページ別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合職員給与条例の一部を改正する条例です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表によりご説明いたします。

参考資料、遠軽地区広域組合職員給与条例新旧対照表をお開き願います。

第9条の2、給与の減額について。

第9条の2中「休暇による場合」を「勤務時間等条例第13条に規定する年次有給休暇又は特別休暇（規則で定めるものに限る。）の場合」に改め、同条のただし書中「結核性疾患による場合その他規則で定める場合にあつては引き続き1年、その他の場合にあつては引き続き」を削り、「90日を超えて」の次に「引き続き」を加えるものです。

以上で参考資料の説明を終わります。別紙にお戻り願います。

附則といたしまして、

この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置として、この条例の施行日前から引き続き同一の疾病の療養のため勤務時間等条例第13条に規定する病気休暇の承認を受けて勤務しない職員に対するこの条例による改正後のただし書の規定の適用については、同条ただし書中「90日」とあるのは「1年」とするものです。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

**○議長（前田篤秀君）**

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号「遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（前田篤秀君）

日程第9、議案第4号「令和2年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田次長。

○次長（兼田信広君）

議案第4号「令和2年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

令和2年度遠軽地区広域組合の一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ319万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,635万6千円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によりご説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入からご説明いたします。

1款1項負担金から、492万円を減額し、18億1,197万1千円とするものです。

次に5款1項繰越金に、172万1千円を追加し、822万1千円とするものです。

これによりまして、歳入合計19億4,955万5千円から319万9千円を減額し、総額を19億4,635万6千円とするものです。

次に歳出についてご説明いたします。

3款1項清掃費に、172万1千円を追加し、6億2,659万2千円とするものであります。

次に4款1項常備消防費から、492万円を減額し、12億7,033万1千円とするものです。

これにより、歳出合計19億4,955万5千円から、319万9千円を減額し、総額を歳入歳出同額の19億4,635万6千円とするものです。

次に3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括を省略いたしまして、3歳出から説明いたします。

6ページをお開き願います。

3款1項1目清掃総務費、24万5千円の増額につきましては、人事異動による職員の昇格に伴う、2節給料、3節職員手当等、4節共済費を補正するものです。

3款1項4目塵芥処理費、12節委託料147万6千円の増額につきましては、遠軽クリーンセンターのごみ搬入量の増加に伴い、処理量の増加が見込まれることから、ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業委託料を補正するものです。

8ページをお開き願います。

4款1項1目消防費、492万円の減額につきましては、給与改定により3節職員手当等、4節共済費を補正するものです。

次に、2歳入について説明いたします。

4 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目広域組合負担金から、492 万円を減額するものです。

5 消防負担金の減額として、これは、消防費の職員手当等の減額です。

5 款 1 項 1 目繰越金に、塵芥分 172 万 1 千円を追加するものです。

これは、衛生費の給料等の追加、長期包括的運営委託料の追加です。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

#### ○議長（前田篤秀君）

これより、質疑を行います。

質疑は、第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の、3 歳出より行います。

3 款、衛生費 6 ページから 7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、4 款、消防費 8 ページから 9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、2 歳入に入ります。

1 款、分担金及び負担金、4 ページから 5 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、5 款、繰越金、4 ページから 5 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 4 号「令和 2 年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ○議長（前田篤秀君）

日程第 10、認定第 1 号「令和元年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

伯谷会計管理者。

#### ○会計管理者（伯谷和昭君）

認定第 1 号「令和元年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について」をご説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を受けるものであります。

説明資料につきましては、赤番 2、令和元年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算書、赤

番3、令和元年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算審査意見書、赤番4、令和元年度遠軽地区広域組合財産に関する調書、赤番5、令和元年度遠軽地区広域組合一般会計における主要な施策の成果、赤番6、令和元年度事務報告の5冊であります。

赤番2、令和元年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算書、1ページをお開き願います。

歳入に係る款及び項における決算額になります。

予算現額合計21億2,547万9千円に対し、収入済額合計、21億3,475万0,345円、不納欠損額、収入未済額、ともに0円。

予算現額と収入済額との比較は、927万1,345円となっております。

2ページを、お開き願います。

歳出に係る款及び項における決算額になります。

支出済額合計20億7,411万1,368円、翌年度繰越額0円、不用額及び予算現額と支出済額との比較、ともに5,136万7,632円、欄外下段に記載の歳入歳出差引残額6,063万8,977円でございます。

3ページをご覧願います。

歳入の決算状況でございます。

1款1項負担金、収入済額19億2,071万2千円、構成町からの議会事務局、し尿、塵芥、リサイクル及び消防等負担金であります。

2款1項使用料、収入済額5万6,270円、生田原消防会館及び行政財産使用料であります。

2款2項手数料、収入済額9,798万8,720円、4ページのし尿等処理手数料及び一般廃棄物処理手数料などあります。

3款1項国庫補助金、収入済額4,584万8千円、循環型社会形成推進交付金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金であります。

4款1項寄附金、収入済額0円。

5款1項繰越金、収入済額5,430万9,074円。

5ページをご覧願います。

6款1項預金利子、収入済額5,966円。

6款2項雑入、収入済額1,583万0,315円、リサイクル容器売払収入、ごみ焼却施設長期包括的運営事業平成30年度過渡金、事前納付金清算還付金などあります。

次に、歳出をご説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款1項議会費、支出済額34万6,320円、議会活動に要した経費であります。

2款1項総務管理費、支出済額2,618万0,316円、循環型社会形成推進交付金事業返還金、一般管理に関する経費として、役務費の通信運搬費、電算システム保守委託などあります。

8ページをご覧願います。

2款2項監査委員費、支出済額34万1,490円、監査業務に要した経費であります。

3款1項清掃費、支出済額7億9,577万5,865円、職員人件費、収集業務等委託、し尿処理施設維持管理、ごみ焼却施設長期包括的運営委託、ごみ焼却施設解体工事及びリサイクル

事業の運営費などの経費であります。

15ページをお開き願います。

4款1項常備消防費、支出済額10億2,674万1,494円、職員人件費、研修旅費及び消防車両並びに通信施設等の維持管理経費などであります。

19ページをお開き願います。

4款2項非常備消防費、支出済額9,012万7,565円、団員報酬、費用弁償など消防団運営に関する経費であります。

21ページをお開き願います。

4款3項消防施設費、支出済額6,652万5,580円、施設整備費並びに消防署及び分団の災害対応特殊救急自動車、小型動力ポンプ積載車等購入費であります。

5款1項公債費、支出済額6,807万2,738円、地方債償還金、償還利子であります。

22ページ、6款1項予備費につきましては、支出はございません。

最終ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります、

1、歳入総額21億3,475万円、2、歳出総額20億7,411万2千円、3、歳入歳出差引残額及び、5、実質収支額は同額の6,063万8千円であります。

次に、赤番3をご覧願います。

赤番3は、監査委員より提出されました、令和元年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算審査意見書でございます、

1ページを、お開き願います。

2、審査期間は、令和2年10月15日から16日までの2日間で実施し、4の(1)審査の結果を朗読させていただきます。

審査に付された、令和元年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿及び関係証書並びに遠軽地区広域組合指定金融機関の預金残高証明書と符合し、適正であると認められる。

また、予算の執行及び収入、支出、財産の管理、財務に関する事務においても全体的に適正な執行がなされていると認められる、とされているものでございます。

赤番4、令和元年度遠軽地区広域組合財産に関する調書、赤番5、令和元年度遠軽地区広域組合一般会計における主要な施策の成果、赤番6、令和元年度事務報告につきましては、ご覧いただくことをお願いいたしまして、令和元年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について、説明を終わらせて頂きます。

#### ○議長（前田篤秀君）

これより認定第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと、認めます。

これをもって、認定第1号の質疑を終わります。

これより、認定第1号「令和元年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり認定されました。

○議長（前田篤秀君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第4回遠軽地区広域組合議会定例会を閉会いたします。

10時50分閉会

議長 前田篤秀

議員 山本悟

議員 村田一志